全国歯科医師国保組合　保険料改定のお知らせ

※詳しくは4月発送の保険料賦課額通知書をご覧ください。

令和7年4月からの種別保険料賦課額

種　　別	40歳未満	40歳以上65歳未満 （介護納付金を含む）	65歳以上75歳未満	75歳以上
1種組合員	**15,300円** （12,900円）	**19,500円** （17,600円）	**15,300円** （12,900円）	
1種組合員の家族	**10,700円** （10,900円）	**13,600円** （15,600円）	**10,700円** （10,900円）	
2種組合員	**22,800円** （20,800円）	**29,100円** （25,500円）	**22,800円** （20,800円）	
3種組合員	**15,300円** （13,300円）	**19,500円** （18,000円）	**15,300円** （13,300円）	
2･3種組合員の家族	**10,700円** （10,300円）	**13,600円** （15,000円）	**10,700円** （10,300円）	
後期高齢者の1種組合員				**5,000円** （5,000円）
後期高齢者の1種組合員の家族	**10,700円** （10,900円）	**13,600円** （15,600円）	**10,700円** （10,900円）	

※1人あたりの月額保険料です。40歳以上65歳未満の方は介護納付金が含まれます。
※後期高齢者支援金賦課額及び介護納付金賦課額は定額ではなく、種別により異なります。
※1種組合員・後期高齢者の1種組合員（一部除く）は、別に「所得割賦課額」が加算されます。
※（　　）内の金額は、令和６年度の保険料額です。

令和７年４月からの所得割の料率

所得割は事業主である1種組合員に賦課し、その額は前年の診療報酬に料率を乗じた額です（年額）。

料　率	基礎賦課額	（新）後期高齢者支援金	（新）介護納付金 ※
	4.8/1000	1.9/1000	1.2/1000
上限　1億円	年額　480,000円	年額　190,000円	年額　120,000円
下限　300万円	年額　14,400円	年額　5,700円	年額　3,600円

※介護納付金にかかる所得割は、40歳以上65歳未満に賦課されます。

所得割賦課額の変更点

1．現行の基礎賦課額に加え、後期高齢者支援金と介護納付金においても所得割が導入されます。
2．所得割算定に必要な診療報酬の上限額を6千万円から1億円に変更します。
3．現行は医院名に「矯正」とある場合のみ矯正標榜者としていますが、地方厚生局に届出をしている場合も矯正標榜者として取扱い、上限額を賦課します。
ただし、前年の医業収入額に所得割率を乗じた額が上限額に満たない場合は「保険料調定変更申請」により収入に見合った所得割保険料に変更することができます。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
全国歯科医師国民健康保険組合新潟県支部　TEL　025-250-7755（ダイヤルイン）